

2018年2月22日

京都市立病院院内保育所「青いとり保育園」不当解雇事件

## 子どもたちの保育と保育士の雇用を守るべき 司法の役割を放棄した判決に強く抗議する

本日、大阪高等裁判所第一民事部（佐村浩之裁判長）は、京都市と京都市立病院機構が、2015年度からの院内保育所「青いとり保育園」委託先事業者の決定にあたって、雇用継続に対する措置を執らず、雇用継続への期待権を侵害した」という保育士6人の訴えを認めず、控訴を棄却する判決を行った。

本判決は、「保育園児の健全な発達にとって、保育の継続性が重要なものであり、そのような保育の継続性の観点から保育士が大幅に入れ替わることが好ましくないことは些かも否定されるものではない」と認めながら、一方で京都市と京都市立病院機構の「保育士の雇用を守る責務」を認めなかった京都地裁の誤りを無批判に容認したものであり、自治体と委託元の無責任な対応を是正すべき司法の役割を放棄した判決である。

今日の判決に向けて、短期間に2万4千人の保育士や市民が公正な、正義ある判決を求める署名に取り組んできた。これは、「私たちのことが嫌いになったから先生たちはいなくなってしまったんかと思わせるような、こどもたちを犠牲にすることを繰り返したくない」「どうしてこどもたちと別れなければならなくなったのか」「働き続けたいと思っていたのになぜ解雇になったのか」と頑張ってきた6人の保育士の思いへの共感と賛同の署名であった。

現在、待機児童問題の解決という名目で、政府は、保育園の基準の緩和や営利目的の保育を拡大しようとしている。それは、こどもの全人格的な成長を保障する保育の否定である。こどもたちが健やかに成長する権利を守るためには、保育士の雇用の安定、処遇改善、社会的地位の向上は待ったなしの課題である。

委託先の変更によって、保育士が一斉に交替するという青いとり保育園で起きた異常な事態を二度と繰り返さないためには、委託先変更に伴い保育士などの雇用関係を引き継ぐことを義務付けるルールが必要とされている。

青いとり保育園のような事態を生じさせないためには、委託期間に期限を定めず、委託先が変わる場合にも雇用契約を継承することなどが必要である。

2019年3月末にアートチャイルドケア社への委託期間が終了する。私たちは、京都市と京都市立病院機構に対し、保育と雇用を守る立場で対応すること、京都市内のすべてのこどもたちの保育と職員の雇用に責任を持つ施策を進めることを求める。

多くの裁判を支援していただいた皆さんに、あらためて感謝をするとともに、さらに力をあわせて、保育と雇用を守るとりくみに邁進する決意を表明するものである。

青いとり保育園不当解雇事件控訴人・弁護団

全国福祉保育労働組合京都地方本部

京都医療労働組合連合会